

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生企第63号

令和2年1月31日

認知症に係る行方不明者発見活動の推進について（通達）

見出しのことについては、「認知症に係る行方不明者発見活動の推進について（通達）」（平成29年12月27日付け熊生企第1183号）に基づき実施してきたものであるが、引き続き、下記のとおり実施することとしたので、その運用に誤りの無いようにされたい。

なお、前記通達は、本通達の施行をもって廃止する。

記

1 行方不明者届受理時の留意事項

(1) 特異行方不明者の判定

ア 行方不明者届の受理時に届出人から必要な事項を聴取する際に（規則第7条第1項）、届出人から、認知症又は認知症の疑いにより行方不明になった旨の申し出があった場合は、事故に遭遇しているおそれがある者（規則第2条第2項第3号）又は自救能力がない者（規則第2条第2項第6号）等として特異行方不明者の判定（規則第11条第1項）を行い、事件・事故に遭遇する可能性が高いことを踏まえ、規則に基づく行方不明者発見活動を迅速に実施すること。

イ 特異行方不明者の報告を受けた警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）は、警察署における事案の処理方針を確認して、積極的な指導・助言、支援を行うこと。

(2) 認知症の特性等を踏まえた措置

ア 届出人からの聴取（規則第7条第1項）においては、行方不明者が過去に立ち回った地域や徘徊場所があるか、自ら名乗ることができるか、通称名等を名乗ることはないかなど、行方不明者発見活動に必要な事項（同項第6号）を聴取すること。

イ 徘徊場所が遠方にも及び得るなど認知症の特性を踏まえて、関係警察署に対して保護等の取扱いを個別に照会するとともに、関係機関等への協力を求め（規則第20条第2項）、関係機関等との間で構築している発見・保護のためのネットワークを効果的に活用し、その早期発見に努めること。

ウ 行方不明者が氏名等を名乗ることができず、又は遠方への徘徊が想定される場合には、必要な手配を実施するほか、届出人の意思に基づき、資料の公表（熊本県警察ホームページへの掲載を含む。）を行うことを検討すること。

(3) 迷い人照会を受けた場合の措置

2 (1)イの迷い人照会を受けた警察署は、行方不明者届に係る日時と迷い人照会に係る日時とが相前後し得ることに配慮し、事後の行方不明者届とも点検、確認すること。

また、他の都道府県警察からの迷い人照会については、生活安全企画課が関与して、確実な点検、確認に努めること。

2 迷い人の保護時の留意事項

(1) 行方不明者届の有無の確認

警察署において、認知症又は認知症の疑いのある迷い人を発見・保護した場合は、行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとされていること（規則第19条第2項）から、以下に留意すること。

ア 認知症の特性を踏まえ、名乗ることができない場合や通称名を名乗る場合等に配慮して、警察本部情報管理課照会センターに対する行方不明者照会（規則第13条第1項）をより広範囲に実施するなど、その身元の確認に努めること。

イ 発見・保護した警察署において、迷い人の取扱いを記録化するとともに、警察本部生活安全企画課へ報告し、他の警察署又は都道府県警察に対する照会（迷い人照会）を行い、早期に身元が判明するよう努めること。

なお、迷い人照会を他の都道府県警察に対して行う場合は、生活安全企画課を通じて実施すること。

ウ 認知症又は認知症の疑いのある迷い人の身元が判明せず、関係機関に引き継いだ場合であっても、行方不明者届と迷い人照会に係る日時が相前後し得ることに留意し、事後においても適宜、行方不明者照会を実施すること。

(2) 引継ぎ先との連携

行方不明者届を受理した行方不明者の発見活動を推進する観点により、保護実施機関である市町村等による身元確認のための調査等に加え、警察としても市町村等に協力して身元の確認に努める必要があることから、以下に留意すること。

ア 警察署から身元が判明していない迷い人を関係機関に引き継ぐ際、その保護実施機関である市町村又は施設による発見活動等によって、氏名等身元の判明につながる情報が得られ、又は身元が確認された場合には、警察署に連絡を行うよう依頼すること。

イ 上記措置により一定期間を経ても身元が判明しない場合は、保護実施機関である市町村等の要請に基づき、写真を付した資料を警察署又は警察本部に備え付けるとともに他の都道府県警察に提供して行方不明者届の届出人による閲覧に供するなど、関係機関・団体の発見活動と連携して、身元の確認に努めること。

なお、市町村等から要請があった場合は、事前に生活安全企画課に報告す

ることとし、報告を受けた生活安全企画課では、資料の備え付けや他の都道府県警察への資料の提供について検討し、助言等を行うこと。

3 関係機関・団体との連携に際しての留意事項

関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者との協力（規則第20条第2項）については、以下に留意すること。

- (1) 関係機関等との間で発見・保護のためのネットワーク等が構築されている地域はもとより、同ネットワーク等がない地域においても、市町村等にその構築を働き掛けつつ、管内の関係機関・団体と役割分担の上、相互に連携して早期発見・保護に努めること。
- (2) 認知症に係る行方不明事案においては、氏名等が明らかとならないと身元の確認が困難となることから、関係機関・団体に対しては、着衣・靴への記名、名札等の装着等の工夫の重要性や、地域住民への周知について働き掛けること。

4 その他

行方不明者の発見や迷い人の身元の確認に関し、功労のある担当者等を積極的に賞揚するなど、担当者等の意識の高揚方策に配慮すること。